

札幌市障がい者相談支援事業所 新規事業者の募集に係る提案説明書

札幌市では、障がいのある方やご家族の相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助、関係機関との調整を総合的に行う「札幌市障がい者相談支援事業」を「指定相談支援事業所」に委託して実施しています。

この度は、令和3年4月1日から、厚別区で1か所、事業を受託する法人を募集いたします。

1 業務名

札幌市障がい者相談支援事業実施業務

2 委託する事業の内容

※ 下記予算上限額のほか、有資格者配置事業所に対する加算等があります。各種加算や業務内容の詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」にてご確認ください。

事業の名称	概 要	予算上限額（予定）
札幌市障がい者 相 談 支 援 事 業	障がい者（児）や家族からの相談に応じて、必要な情報提供やサービスの利用援助、関係機関との調整等を総合的に行う事業です。 具体的には、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、福祉サービスの利用や社会資源の活用、社会参加、権利擁護等に関する支援を行います。 また、地域の相談支援体制作りの観点から、自立支援協議会等でも中心的な役割を担う、指定相談支援事業所や障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援を行います。 地域支援員を1名配置し、地域福祉活動者や団体への支援、行政や関係機関等との連絡調整等を行います。 なお、住宅入居等支援業務及び虐待対応業務については、実施が必須業務となっております。	17,580,000 円 ※令和2年度の基準に基づき算出しているため変動する場合があります。

3 契約概要

契約方法：公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

令和3年度の委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日

契約締結日：令和3年4月1日（予定）

4 事業の実施地域

今回は、厚別区で事業を実施する法人に委託する予定です。

5 委託要件（主な項目のみ）

※ 詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」をご覧ください。

主な項目	内 容
札幌市の指定	障害者総合支援法に基づく「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」及び児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」として札幌市から指定を受けている法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等）であることが必要です。 契約締結時点で、指定を受けている必要があります。
職 員 配 置	【相談支援事業】 常勤専任職員を3名以上、地域支援員を1名配置することが必要です。 なお、当該職員の詳細な配置要件等については、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」第6条及び第9条を参照してください。
そ の 他	①交通の利便性を考慮し、利用しやすい場所に設置すること

(事業所の設置場所・運営体制等)	②支援の中立性、公平性を維持するため、特定の社会福祉施設に属さない、独立した場所に設置することが望ましい ③相談支援事業に係る運営及び経理が、同一法人内の他の事業と区分されていること ④その他「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」第8条に規定する業務実施上の留意事項を遵守すること
------------------	--

6 参加資格

下記1から7までの要件をすべて満たすこと。

1 札幌市の指定を受けていること

契約時点で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「指定障害児相談支援事業者」として札幌市から指定を受けている法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等）であること。

2 要綱に基づく職員配置が行われること。

常勤専任職員を3名配置する等、「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」（平成18年9月27日付け、保健福祉局理事決裁）第6条等に定める職員を配置すること。

3 要綱に基づく運営体制や指定法人の指定基準等を満たしていること。

事業所の設置場所・運営体制等について、「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」（平成18年9月27日付け、保健福祉局理事決裁）第7条に定める開所時間等、第8条に規定する業務実施上の留意事項及び第8条2に規定する管理者の留意事項を遵守し、さらに別記1に定める指定基準を満たしていること。

4 指定協議書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること、又は下記(1)～(6)のいずれにも該当しないこと。

(1) 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

(6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

5 事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。

- 6 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- 7 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

7 参加手続き

1 スケジュール（予定）

時 期	手続きの流れ
令和3年1月13日 （17時00分）	■企画競争参加意向申出書（1部）及び指定協議書等（正本1部、副本7部）の提出期限（郵送または持参）『当日必着』
令和3年1月20日	■一次審査（参加資格の確認）
令和3年1月下旬 ～2月上旬	■最終審査（指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング） 札幌市障がい者相談支援事業実施業務企画競争実施委員会（札幌市が設置、以下、「企画競争実施委員会」という。）開催。一次審査を通過した応募者の指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリングを実施します。
令和3年4月1日	■委託開始【委託期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日】

2 提出書類（上記の期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること）

- (1)企画競争参加意向申出書（1部）
- (2)指定協議書（正本1部、副本7部）
- (3)添付資料（正本1部、副本7部）
 - ・ 法人に係るもの
 - ア 定款・基本的規約・現在事項全部証明書（法人の登記簿謄本。但し、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。）
 - イ 収支決算書（令和元年度）
 - ウ 貸借対照表（令和元年度）
 - エ 財産目録
 - オ 法人の活動の概要がわかる資料（様式自由）
 - カ 法人の過去3年間における札幌市税納税証明書（指名願用で、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。ただし、納税義務がない法人を除く。）
 - キ 指定協議書等の提出までに札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない場合は、下記(ア)～(イ)の提出が必要。
 - (ア) 申出書（札幌市物品・役務契約等事務様式基準 共通一第2号様式）
 - (イ) 誓約書（札幌市競争入札参加資格審査等取扱運用指針 様式27）
 - ・ 事業に係るもの
 - ア 収支予算書（令和3年度）
 - イ 建物の平面図
 - ウ 苦情解決に係る規定（予定のものを含む）
 - エ 相談支援に使用するアセスメント票・ケアプラン様式（予定のものを含む）

3 留意事項

- (1) 企画提案書は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者等で組織する企画競争実施委員会において、評価基準に基づき採点し、委託候補者を選定するための評価対象とする。このため、企画提案内容は具体的に分かりやすく記載すること。
- (2) 委託者が提供した資料は、委託者の了承なく公表、使用することができない。
- (3) 期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 本企画競争に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

- (6) 書類の著作権は提出者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表用に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用する事ができる。
- (7) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）の定めるところにより、公開される場合がある。
- (8) 応募者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（委託候補者にあたっては契約を締結するまで）の間に、下記のいずれかに該当する場合は、最終審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消す。
- ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - イ 企画提案のとおり業務を実施できないことが明らかになった場合
 - ウ 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - エ 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合
 - オ その他、札幌市が不適切と判断した場合

8 選定方法

- 1 一次審査（参加資格の確認）
上記6参加資格に基づく審査（参加資格の確認）を行い、確定後速やかに参加資格の確認結果を応募者全員に書面により通知する。
- 2 最終審査（指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング）
一次審査を通過した応募者を対象に委託候補者の選定を実施するため、企画競争実施委員会において、提出書類及び次に掲げる企画提案の内容を総合的に評価した上で行う。
なお、評価の結果は、評価終了後、速やかに参加者全員に対して書面により通知する。
契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と、随意契約により行うことを原則とする。
ただし、企画提案に当たり、虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合は契約の相手方としない。また、契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。
【指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング審査】
 - (1) 日時・場所
令和3年1月下旬～2月上旬 札幌市役所本庁舎での実施を予定。詳細については別途通知する。
 - (2) 実施方法
 - ア 出席者は協議書の作成に関与された方で、事業管理者となる予定の方、または、実務に携わる方2名とする。
 - イ 持ち時間は 20 分（説明 10 分、質疑 10 分）とする。
 - ウ 事前に提出された企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加提出は認めない。

9 評価基準

- 1 下表に示す評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に委託候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、配点が 10 点の項目の合計点数が高い順に委託候補者に選定するものとし、配点が 10 点の項目の合計点数も同点の場合は、企画競争実施委員会で協議の上、選定するものとする。

	評価項目	配点 (満点 120 点)
法人の概要	障がい福祉に関する事業の実施状況	5
障がい者相談 支援事業	相談支援に対する姿勢及び取組	10
	人材育成・職場定着	10
	ネットワークづくり	5
	指定相談支援及び自主事業による実績	5

	厚別区内関係機関等との連携実績	10
	実施場所の独立性及び建物設備等の利便性	5
	厚別区にて実施計画を実現するための具体的な取組予定	10
	職員の配置 (専任常勤者数、男女比、年齢比率)	5
	職員の配置 (専門職の有無、相談支援専門員、相談支援従事者研修の修了状況)	10
	実務上の留意事項 ①自己決定と主体性の尊重 ②権利擁護とエンパワメント ③相談支援の責任性 ④法人事業との独立性 ⑤中立性・公平性 ⑥プライバシー尊重と秘密保持 ⑦相談に関する権利保障 ⑧他の関係機関との連携 ⑨自己研鑽 ⑩研修、相談支援技術向上の方策 ⑪地域責任性	10
	苦情解決のための方策	5
住宅入居等支援業務	実施方針及び関係機関との連携方法	5
虐待対応業務	実施方針及び関係機関との連携方法	5
地域支援員業務	実施方針及び関係機関との連携方法	10
その他	事業の広報、周知に係る方策	5
意欲	事業を受託することへの意欲、熱意、態度等	5

(1) 評価点

評価の視点を参考にしながら、次のとおり5段階評価を行うものとする。なお、項目に記載のないものは0点とする。

- ・ 5点「優れている」
- ・ 4点「やや優れている」
- ・ 3点「普通（標準）」
- ・ 2点「やや劣っている」
- ・ 1点「劣っている」

(2) 換算ウェイト（傾斜配分）

評価対象項目のうち、相談支援事業を実施するにあたり、特に重要と判断される項目については、評価点に 2.0 を乗じて配点を決定する。

- 2 満点の6割を最低基準点と定め、これに満たない場合は委託候補者とししない。
- 3 参加者が1者であった場合は、最低基準点を超えた場合に限り、委託候補者として選定する。

10 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を含める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

11 評価についての疑義の申立て

応募者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

12 質疑

本業務に関する質問がある場合は、令和3年1月6日（水）17時00分までに、質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて担当課まで送付すること。

なお、回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

【送付先アドレス：syurou-soudan@city.sapporo.jp】

提出期限：令和3年1月13日（水）17：00

●担当部局（お問い合わせ先）●

電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181 e-mail：syurou-soudan@city.sapporo.jp

担当：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 就労・相談支援担当係 大坂、石田

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階南側